

土地収用法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第11号

土地収用法施行細則の一部を改正する規則

土地収用法施行細則（昭和27年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（総則）</p> <p>第1条 公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用については、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）又は<u>土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）によるほか</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（告示及び公告の方法）</p> <p>第2条 <u>法の規定に基づき</u>、知事が行う告示又は公告は、県公報に登載して行う。</p> <p>（収用委員会の庶務）</p> <p>第3条 <u>法第58条第3項の規定により</u>、収用委員会の庶務は、<u>県土整備部県土総務課</u>において処理する。</p> | <p>（総則）</p> <p>第1条 公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用については、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）<u>土地収用法施行令（昭和26年政令第342号。以下「令」という。）によるの外</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（告示及び公告の方法）</p> <p>第2条 <u>法第26条第1項の規定による知事の事業の認定の告示及び法第30条第2項の規定による事業の廃止又は変更の告示、並びに法第33条の規定による土地細目の公告</u>は、県公報に登載して行う。</p> <p>（収用委員会の庶務）</p> <p>第3条 <u>法第58条に規定する</u>収用委員会の庶務は、<u>県土整備部管理課</u>において処理する。</p> |

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。